

奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針(概要版)

奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針の位置付け

『行財政運営の基本方針2013』

【組織力の向上～経営資源の効率的・効果的活用】

限りある経営資源(人材、財政、資産、情報)を効率的・効果的に活用し、県民ニーズを踏まえた効果のあるオリジナルな施策を推進

➡ 資産(モノ)～県有資産管理に「ファシリティマネジメント」の考え方を導入

【ファシリティマネジメント(FM)の考え方】

- ◆ 県有資産(建物・土地)を経営資源と捉え、それらを有効に活用しながら、全庁的な資産の適正管理を図り、経営的な観点から見た資産活用を推進するもの。
- ◆ 建物性能やニーズ・効率性などの観点から、各資産ごとに段階的に評価を実施しながら、今後の方向性を出していくもの。

『ファシリティマネジメント推進基本方針』

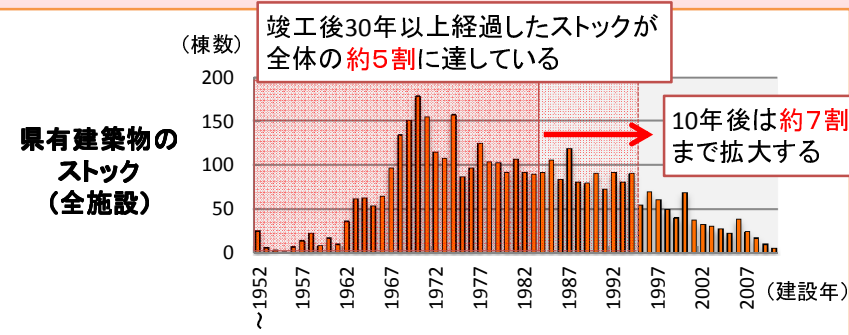
ファシリティマネジメントを推進するにあたっての進め方や施策の方向性など、基本的事項に関する方針の策定

連携・調整

- 既存関連方針等
- 県有資産の有効活用に関する基本方針
 - 県有建築物の耐震改修プログラム
 - 新行政経営プログラム

1. 県有資産の現状と課題

- (1) 老朽化した建物の膨大化(現状のまま保有困難)
- (2) 利用ニーズの変化(低利用施設が増加)
- (3) 施設の安全性の低下(今後、きめ細かな整備が困難)



2. ファシリティマネジメント導入の基本的考え方

(1) ファシリティマネジメント導入の必要性

- 統一化された管理基準が存在せず、改築・修繕等は各部局の判断による個別対応
- ➡ 各部局を横断して全庁的な視点に立った戦略的なファシリティマネジメントを導入・実施
- 県有資産の最適化、より効果的な利活用

(2) 対象とする県有資産の範囲

ファシリティマネジメントの対象範囲は、基本的には県有資産の全て。

〔庁舎系施設、集客施設、教育施設、社会福祉施設、病院施設、住居系施設、警察施設、水道局施設、その他施設(無人施設、用途廃止施設、借用施設)、土地、道路・橋梁・上水道・下水道・公園などのいわゆるインフラ施設〕

3. ファシリティマネジメント推進の実施方針

(1) 具体的な取組施策

- 量を最適化
- ① 保有総量最適化
 - <資産総量の縮小・適正化>
 - 設置義務や目的等の見直し
 - 低・未利用資産の積極的な売却
 - 市町村や民間等への譲渡・移管
 - 長期的な資産戦略の策定 等
 - ② 県有資産の有効活用
 - <資産の利用価値の最大化>
 - 庁舎・職員公舎等の集約・共同利用
 - 遊休施設の利活用の検討
 - 空きスペースの貸付
 - 執務スペースの標準化 等
- 質を向上
- ③ 長寿命化の推進
 - <ライフサイクルコストの軽減・平準化>
 - <事後保全から予防保全への転換>
 - 施設整備計画の策定
 - 建物耐震化の促進
 - 危険箇所の把握
 - 維持管理の最適化
 - 保全業務の支援強化 等

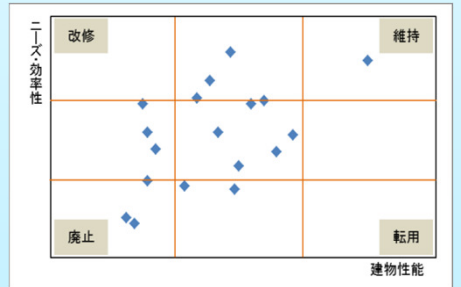
(2) 施設評価

○ 施設の選択と投資の集中を推進するため、以下の方法で各施設を評価。

① 1次評価

施設の現状について、建物性能(耐震性、劣化度等)やニーズ・効率性(利用状況、管理コスト等)の客観的な数値で評価。

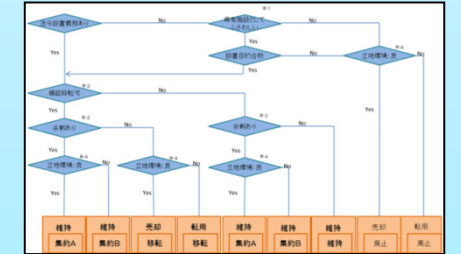
ポートフォリオによる評価



② 2次評価

今後の方向性検討のため、設置目的、立地環境、規模・可変性等の視点から、現状の利用状況についてフローチャート形式で評価。

評価フロー

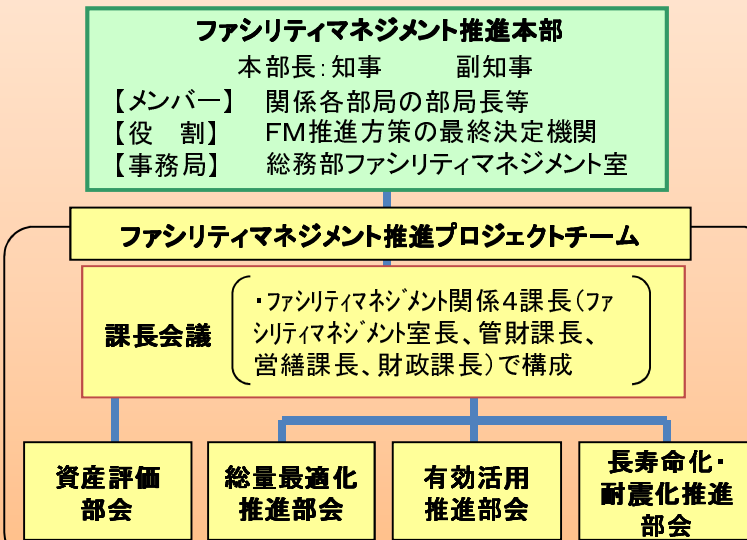


③ 3次評価

2次評価を経て得られた方向性について所管部局、個別計画、ビジョン等との調整を行い、各施設のあり方について全庁的な合意を形成。

4. 推進体制

○ 全庁的なファシリティマネジメント推進体制を構築。



5. 工程表(中長期的スケジュール)

